

財務省第13入札等監視委員会
平成25年度 第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成26年6月17日（火）熊本国税局第1会議室	
委員	委員	上拂 耕生（熊本県立大学 総合管理学部 准教授）
	委員	大脇 成昭（熊本大学 法学部 准教授）
	委員	北里 敏明（北里 敏明法律事務所・弁護士）
審議対象期間	平成26年1月1日（水）～ 平成26年3月31日（月）	
抽出事案	4件	（備考）
随意契約（公共事業）	1件	契約件名 : シュレッダー購入契約 契約相手方 : 有限会社おくばオーエスブレイン 契約金額 : 5,071,500円（税込） 契約締結日 : 平成26年2月24日 担当部局 : 九州財務局
競争入札（物品役務等）	1件	契約件名 : 所得税等確定申告期の熊本東等駐車場整理請負業務 契約相手方 : 株式会社サーヴェックス 契約金額 : 契約単位（時間） 1,800円（税抜き） 契約締結日 : 平成26年1月23日 担当部局 : 熊本国税局
競争入札（物品役務等）	1件	契約件名 : 那覇空港税関支署に係る什器等運搬業務請負契約 契約相手方 : 株式会社さまみダンボール 契約金額 : 1,095,675円（税込） 契約締結日 : 平成26年1月6日 担当部局 : 沖縄地区税関
競争入札（公共事業）	1件	契約件名 : 沖縄国税総合庁舎別館1外壁改修工事 契約相手方 : 三善建設株式会社 契約金額 : 4,914,000円（税込） 契約締結日 : 平成26年2月3日 担当部局 : 沖縄国税事務所
委員からの意見・質問、それに対する回答等		
委員会による意見の具申又は勧告の内容		

意見 ・ 質問	回 答
【事例1】 シュレッダー購入契約 契約相手方：有限会社おくばオーエスブレイン 契約金額：5,071,500円(税込) 契約締結日：平成26年2月24日 担当部局：九州財務局 予定価格に対応する競争参加資格は元々C等級であるが、本件については、A～Dの全ての等級を参加対象としている。1回目の入札がC、D等級の業者を対象として不落だったことを考慮してもB等級を加える程度が妥当かと思われる。等級をAまで拡大した理由を教えてください。 財務省所管の物品製造等の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領の第16条をどのように適用して資格等級をA～Dに広げたのか。 シュレッダーなどは、壊れたものから順番に買い換えればよいと感じるが、本件では12台まとめて買い換えてある。かなり大がかりな入れ替えを行っているが、これだけの台数をまとめて購入する根拠を教えてください。 12台中、11台が本局で、1台が大分に納品する仕様となっているが、予決令99条第7号によれば大分については随意契約することも可能であるように思われる。また、1台のみを大分に納品させることは業者にとって嫌がらせのような発注にみえる。このような発注方法をとった理由は、同時期に契約を行うものについては、契約事務上1本とする考えに基づくものか。	シュレッダーの国内の大手メーカーは2社あり、A等級とB等級である。過去にメーカーから直接購入した例もあり、大手メーカーが参加できたほうがより競争がはたらくと考え等級をA～Dと設定した。 当初入札において、原則等級のC等級に加え、第16条第1項に基づき、D等級を加えて入札したのが不落となった。2回目の入札も不落到終わると予算執行が厳しい状況となることから、落札の可能性を高めるため、大手メーカーが参加できるようにA、B等級も含めて資格等級を設定した。 シュレッダーの法的耐用年数は5年となっていることから、本来は耐用年数を満了したものから計画的に順次更新することが望ましい。しかし、予算的に厳しいことや期間が満了したからといって壊れるわけではないことから、基本的には壊れたものから順に更新を行ってきたところである。とはいえ、シュレッダーの補修用部品については、製造打ち切り後7年を経過すると部品もなくなり補修ができなくなることから、部品供給ができないものについて大がかりな発注をしたもの。 事務所には分任支出負担行為担当官が置かれており、1台であれば金額も小さいことから、本来であれば随意契約も可能であった。しかし、今回たまたま本局と更新時期が一緒だったことから、事務所の事務負担軽減を考慮しまとめて発注を行った。
【事例2】 所得税等確定申告期の熊本東等駐車場整理請負業務 契約相手方：株式会社サーヴェックス 契約金額：契約単位(時間) 1,800円(税抜き) 契約締結日：平成26年1月23日 担当部局：熊本国税局 入札状況調書で辞退とありますが、表現上、辞退というのはどういう行為を指しているのか。また、参加資格の等級について、本来「C」等級ですが、上の「B」等級の拡大はせず、下だけの「D」等級だけ拡大したのは何か理由があるのか。 入札に参加する警備業者は、警備業法に基づく公安委員会の認定を受けている警備業者と思われるが、仕様書等に明記する必要はないのか。 確定申告の期間は2月16日から3月15日であるが、履行開始日が2月3日からとなっているのはなぜか。 仕様書の7項に記載のある研修であるが、具体的にどのようなことをやるのか。 熊本東税務署以外の署はどのように契約しているのか。 税務署の規模でいったら、熊本西税務署についても入札になるのではないか。	辞退については、1回目の入札金額が予定価格の範囲外であったため、再度入札(2回目)を実施し、開札を行っているが、入札書に辞退と記載されてあったため、入札を終了した次第である。今回の入札案件は再度公告入札であり、等級については、当初入札の不調時に聴取りを行った結果、大手の企業ほど警備員の確保が困難であるとの話を聴いていたことから、小回りの利く中小企業のほうが入札に参加する可能性が高いと考え、1級上位の「B」等級ではなく、1級下位の「D」等級について、入札の参加資格の拡大を行ったものである。 公安委員会が定めた主要道路での警備業務については、交通誘導警備業務検定2級以上を取得した者を1人配置しなければならないと明記してあるが、税務署敷地内及び庁舎に面する道路は、公安委員会の定めた主要道路ではないため、警備業法上、検定合格者でなくとも業務を行うことができる。しかし、警備上のトラブル防止のため、質の高い警備員を配置し、業務を遂行してもらうことを前提としていることから、「交通誘導警備業務検定2級」以上の合格者を1人配置することを明記している。 確定申告期間は2月16日から3月15日であるが、還付申告については年明けから受付が始まり、例年2月から来署者が増加するため、2月3日から契約を行い、警備員を配置している。 税務署の総務課長が図面等を基に警備員の配置を指示し、誘導方法や来署者の対応等について研修を行っている。 熊本東税務署以外の税務署については、予定価格が100万円を超えなかったため、各税務署において随意契約を行っている。 熊本西税務署については、熊本国税局と同じ合庁に入居しており、合庁において、既にも人警備の契約を行っていることから、この時期は駐車場警備業務に重点を置き、不足する人員については追加の変更契約を行った。

意見 ・ 質問	回 答
【事案3】 那覇空港税関支署に係る什器等運搬業務請負契約 株式会社ざまみダンボール 契約金額 : 1, 095, 675円(税込) 契約締結日 : 平成26年1月6日 担当部局 : 沖縄地区税関 本件業務の内容は、机等の什器や行政文書の運搬と移動書架の移設であるが、移動書架の移設作業については、書架を一旦解体し、その後組み立てるといった専門的な技術を要するものと考えられ、運搬と移設を別々に発注した方が、費用的にも安く済んだのではないかと。 本件は、那覇空港国際線の旧ターミナルビルから新ターミナルビルへの什器等の引越作業についてのものであるが、異動させる行政文書の紛失を防ぐため、税関としてどのように作業の監督や確認を行ったのか。 【事案4】 沖縄国税総合庁舎別館1外壁改修工事 契約相手方 : 三善建設株式会社 契約金額 : 4,914,000円(税込) 契約締結日 : 平成26年2月3日 担当部局 : 沖縄国税事務所 入札公告に記載された入札参加資格に関する事項の「平成25・26年度の財務省沖縄地区競争参加資格審査において、業種区分「建築一式工事」で、等級が「C」又は「D」に格付けされている者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登録された者であること。」と記載があるが、後段の「入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登録された者であること。」の趣旨は。 建物の屋根に「遮熱塗料」を塗布する仕様になっているが、この目的は。 予定価格はどのような積算で行っているのか。	本件の引越作業は、航空機最終便の検査終了から翌朝開庁時間までの時間的制約がある中で短時間で行うものであり、本件業務を2社に分けて行うと請負業者同士の連携が取れずに非効率となり、短時間での作業に支障がでることから、一括発注したものである。 行政文書は、全てダンボール箱に収納した状態で異動させている。 また、作業当日には、本関の会計課職員と本契約の担当職員を含む那覇空港税関支署職員が出動して行政文書搬出入りの立会いや移動場所の指示を行い、紛失の防止に努めた。 本件入札に参加する資格として「平成25・26年度の財務省沖縄地区競争参加資格審査において、業種区分「建築一式工事」で、等級が「C」又は「D」に格付けされた者としているが、入札公告を掲示した時点で、当該資格に格付けされていない者でも、入札書の受理期限までに申請し、格付けされた場合は参加できるという趣旨である。 本件建物には、建設当初から、遮熱塗料が塗布されており、この目的は、沖縄県特有の強い日光・熱を遮断するものである。 工事の設計を請け負った業者が、本件工事を6つの分野に区分し、分野ごとに3社から見積もりを徴し、各分野で最も低い価格を参考にした「積算見積書」を作成する。この「積算見積書」の内容について当方で諸調整を行い、決定している。